民生児童委員について

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という）は、地域で活動する民生委員・児童委員（以下、民生児童委員という）と協力・連携して会員に対する福祉活動を行っています。民生児童委員は、国が定める「民生委員法」および「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生児童委員は、本会と協力・連携しつつも独立した活動を行っており、無報酬のボランティアとして活動しています。上甲子園　１丁目には二人の民生児童委員が活動しています。民生児童委員は、市町村ごとに設置されている民生委員推薦会による公正な手続きを経て役務を委嘱されています。民生児童委員制度は、１９１７年（大正６年）に誕生した全国統一の制度で、国内全ての市町村毎に民生児童委員の定数が定められており、全国で約２３万人が活動しています。民生児童委員は、担当地域に暮らす住民に対して次のような援助活動を担っています。

１．社会調査
　担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握しています。
２．相談
　地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのっています。
３．情報提供
　社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供しています。
４．連絡通報
　住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たしています。
５．調整
　住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援しています。
６．生活支援
　住民が求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。
７．意見具申
　活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会（民児協）を通して関係機関等に意見を提起しています。

民生児童委員が行う援助活動の対象者は、次の通りです。西宮市では、育児放棄や児童虐待などの防止活動に力を入れています。会員の方々が生活や介護に悩んだ時、近隣住民の育児放棄や児童虐待を見かけた時は、地域を担当する民生児童委員にまず相談して下さい。

①老人福祉法の対象となる高齢者
②生活保護法の対象となる生活困窮者
③身体障害者福祉法の対象となる身体障害者
④知的障害者福祉法の対象となる知的障害者
⑤育児放棄や児童虐待等を含む児童福祉法や売春防止法の対象となる児童

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民の最も身近なところで住民の立場にたって活動し、地域を担当する民生児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動を必ず継承した対応を行っています。また、個々の福祉課題の解決を図り、また地域社会全体の課題に対応するために、包括的かつ総合的な視点にたった活動を行っています。